

定 款

長瀬産業株式会社

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当会社の商号は、長瀬産業株式会社と称する。

2. 英文では NAGASE & CO., LTD. と記載する。

### 第 2 条 (目 的)

当会社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 下記物品の輸出入、仕入販売、問屋および代理業

化学品、化成品、石油製品、合成樹脂およびその製品、映画材料、写真材料、磁気製品、電子工業製品および材料、機械、機器および装置、研磨材料、繊維製品、皮革、紙、紙製品、玩具、装身具、雑貨、木材、建設資材、鉄、非鉄金属、貴金属、宝石、鉱産物、食品添加物、飼料添加物、食料品、酒類、生花、植木

2. 下記物品の輸出入、仕入販売、加工および製造業

化学薬品、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、合成樹脂、農薬、毒物劇物、飲食物用防腐剤、高压ガス、自転車用部品、スクーター用品、農産物・畜産物および水産物、肥料および飼料ならびにそれらの原料、酵素製剤、食品添加物、動物用医薬品、動物用医療機器

3. 建築工事業、電気通信工事業、塗装工事業、管工事業、機械器具設置工事業、内装仕上工事業、タイル・れんが・ブロック工事業および造園工事業

4. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業ならびに駐車場の経営

5. 動産の賃貸しおよび賃貸借の仲介業

6. 出版業

7. 各種機械、機器および装置の設計、製作、据付工事、請負業、仲立業

8. 度量衡器の仕入販売
9. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング等の取得、企画、開発、保全、利用および仲介
10. コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保全および賃貸ならびにこれらに関連する情報通信、情報処理および情報提供サービス
11. 金融業
12. 有価証券の保有、売買および運用
13. スポーツ施設の経営
14. 一般旅行業および旅行業代理店業
15. 労働者派遣業
16. 飲食店の経営
17. 古物売買およびその受託販売
18. 前記各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 (本 店)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、346,980,000株とする。

第 7 条 (単元株式数および単元未満株式の買増請求)

当会社の単元株式数は、100株とする。

2. 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単

元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 8 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 9 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

第 10 条 (基 準 日)

当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第 11 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

2. 当会社の株主総会は、本店の所在地または東京都中央区もしくはこれらに隣接する地において招集する。

第 12 条 (招集権者および議長)

当会社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 13 条 (決議要件)

当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 14 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるもの

の全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

第 16 条（取締役の員数）

当会社は、取締役 12 名以内を置く。

第 17 条（取締役の選任）

当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 18 条（取締役の任期）

当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 19 条（役付取締役および代表取締役）

取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

2. 当会社を代表する取締役は、取締役会が取締役の中から選定する。

第 20 条（取締役会の招集および議長）

当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

2. 当会社の取締役会の招集者および議長は、取締役会長、取締役社長の順位により、これにあたる。招集者および議長に差支えがあるときは、取締役会で定めた順位による。

3. 法令に別段の定めがある場合には、他の取締役または監査役が取締役会を招集し議長となる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。

第 21 条 (取締役会規則)

当会社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会で定めた取締役会規則による。

## 第 5 章 監査役および監査役会

第 22 条 (監査役の員数)

当会社は監査役 5 名以内とする。

第 23 条 (監査役の選任)

当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 24 条 (監査役の任期)

当会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。

第 25 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第 26 条 (監査役会の招集)

当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

第 27 条 (監査役会規則)

当会社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査役会で定めた監査役会規則による。

## 第 6 章 取締役および監査役の責任免除

### 第 28 条 (損害賠償責任の一部免除)

当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 7 章 計 算

### 第 29 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### 第 30 条 (剰余金の配当)

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### 第 31 条 (自己株式の取得)

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

### 第 32 条 (配当金の除外期間)

期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

昭和 39 年 5 月 30 日 改訂  
昭和 40 年 5 月 21 日 改訂  
昭和 41 年 5 月 23 日 改訂  
昭和 43 年 5 月 29 日 改訂  
昭和 44 年 5 月 28 日 改訂  
昭和 45 年 5 月 28 日 改訂  
昭和 46 年 5 月 27 日 改訂  
昭和 48 年 5 月 30 日 改訂  
昭和 50 年 5 月 29 日 改訂  
昭和 54 年 6 月 28 日 改訂  
昭和 57 年 6 月 28 日 改訂  
昭和 62 年 6 月 25 日 改訂  
平成 元年 6 月 29 日 改訂  
平成 2 年 6 月 28 日 改訂  
平成 3 年 6 月 27 日 改訂  
平成 6 年 6 月 29 日 改訂  
平成 10 年 6 月 26 日 改訂  
平成 11 年 6 月 29 日 改訂  
平成 12 年 6 月 29 日 改訂  
平成 13 年 6 月 28 日 改訂  
平成 14 年 6 月 27 日 改訂  
平成 15 年 6 月 27 日 改訂  
平成 16 年 6 月 29 日 改訂  
平成 18 年 6 月 28 日 改訂  
平成 21 年 6 月 25 日 改訂  
平成 23 年 4 月 1 日 改訂  
平成 27 年 6 月 24 日 改訂  
令和 4 年 6 月 20 日 改訂

